

平成30年度における幼児教育の段階的無償化について

概要

平成30年度における子ども・子育て支援新制度に関する国の予算案で、1号子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減

【国が定める利用者負担の上限額基準】

教育標準時間認定の子ども (1号認定)		保育認定の子ども (2号認定: 満3歳以上) (3号認定: 満3歳未満)	
階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担(保育標準時間)
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯: 第1子から0円	②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯: 第1子から0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	14,100円 → 10,100円 ※ひとり親等世帯 (第1子: 3,000円 第2子以降: 0円)	③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 ※ひとり親等世帯 (第1子: 6,000円 第2子以降: 0円)
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円	④所得割課税額 57,700円未満[77,101円未満] (～約360万円)	27,000円 ※ひとり親等世帯 (第1子: 6,000円 第2子以降: 0円)
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円	⑤所得割課税額 97,000円未満 (～約470万円)	27,000円
		⑥所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円
		⑦所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円
		⑧所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円
		⑨所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円
		⑩所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	104,000円

保育料比較

国基準額の減額率を、市基準額に反映

単位：円

国基準額					市基準額				市基準額改正案			
階層区分		H 2 9	H 3 0		階層区分		3 歳	4 ・ 5 歳	3 歳		4 ・ 5 歳	
		保育料	保育料	減額率			保育料		保育料	減額率	保育料	減額率
1	生活保護	0	0	変更なし	1	生活保護世帯	0	0	変更なし			
2	所得割非課税まで	3,000	3,000		2-1	市民税非課税	900	900				
					2-2	市民税均等割のみ	1,300	1,300				
3	所得割77,100円以下	14,100	10,100	28.4%	3-1	19,000円未満	6,000	6,000	4,200	30.0%	4,200	30.0%
					3-2	19,000円～37,999円	8,000	8,000	5,700	28.8%	5,700	28.8%
					3-3	38,000円～56,999円	9,900	9,700	7,000	29.3%	6,900	28.9%
					3-4	57,000円～77,100円	11,800	11,400	8,400	28.8%	8,100	28.9%
4	所得割77,101円～211,200円	20,500	20,500	変更なし	4-1	77,101円～102,999円	13,200	13,100	変更なし			
					4-2	103,000円～128,999円	14,600	14,100				
					4-3	129,000円～154,999円	16,000	15,100				
					4-4	155,000円～180,999円	17,400	16,100				
					4-5	181,000円～211,200円	18,800	17,100				
					5-1	211,201円～299,999円	20,100	18,100				
					5-2	300,000円～399,999円	21,400	18,600				
					5-3	400,000円～499,999円	22,700	19,100				
5	所得割211,201円以上	25,700	25,700		5-4	500,000円以上	24,000	19,600				

※ 年齢は、保育年齢を記載している。